

投資信託説明書
(交付目論見書)

2016.8.18

毎月
分配型

未来に花咲く成長国へ

愛称
花ボンド
It's flowering

(注)「花ボンド」および「新成長国債券ファンド」は
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

[委託会社]ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

[受託会社]

ファンドの財産の保管および管理を行う者

みずほ信託銀行株式会社

■照会先 ホームページ www.gsam.co.jp
アドレス

電話番号 03-6437-6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券))	年12回 (毎月)	エマージング	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うGS 新成長国債券ファンド(愛称「花ボンド」)(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成28年8月17日に関東財務局長に提出しており、平成28年8月18日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の情報

委託会社名: ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

設立年月日: 1996年2月6日

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額: 1兆5,728億円(2016年6月末現在)

資本金: 4億9,000万円(2016年8月17日現在)

グループ資産残高(グローバル): 1兆827億米ドル(2015年12月末現在)

ファンドの目的

新成長国の政府および政府関係機関等の発行する米ドル建て債券(新成長国債券)を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

はじめに

「GS 新成長国債券ファンド」は、経済が成長段階あるいは開発途上にある先進国以外の国々の政府および政府関係機関が発行する米ドル建債券(新成長国債券)を主要投資対象とします。これらの国々の経済は、先進国の経済と比較して今後の成長余地も大きい一方で、脆弱で不安定な面も多く、信用度も相対的に低く評価されています。このため、新成長国債券は、一般的に価格変動幅が大きくデフォルト(債務不履行や支払遅延)のリスクも相対的に高いと考えられます。また、米ドル建てであるため、米国の金利変動の影響を大きく受けると考えられます。この他、先進国の国債等とは異なったリスクを有しています。

「GS 新成長国債券ファンド」は、このようなリスクに応じた相対的に高い利回りが魅力であると同時に、発行国の経済成長や発展に伴う信用度の改善による債券価格の上昇も期待されます。

本ファンドのご購入を検討される際には、商品性格をよくご理解のうえお申込みください。

新成長国 とは?

本ファンドにおいて、新成長国とは、国内経済が成長過程にあるとゴールドマン・サックス・グループが判断した、いわゆる先進国を除いた国および地域をいいます(一般的には、開発途上国、エマージング諸国と呼ばれる国を含みます)。新成長国には、過去に経済危機を経験してきた国もあります。一方で、新成長国の中には、市場経済化、構造改革の進展等を通じて経済成長段階にある国、また、今後経済成長が期待できる国もあるといえます。

ファンドの特色

ファンドのポイント

- 1 新成長国の政府および政府関係機関等の発行する米ドル建て債券(新成長国債券)に投資を行います。外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行わないため、基準価額は為替相場変動の影響を直接受けます。

本ファンドは、米ドル建て債券のほか、米ドル以外の通貨建ての債券等に投資することがあります。ただし、米ドル以外の通貨建ての債券等は原則として米ドルに為替ヘッジします。

- 2 JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)を参考指標とします。

- 3 原則として、毎月の決算時に収益の分配を行います。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

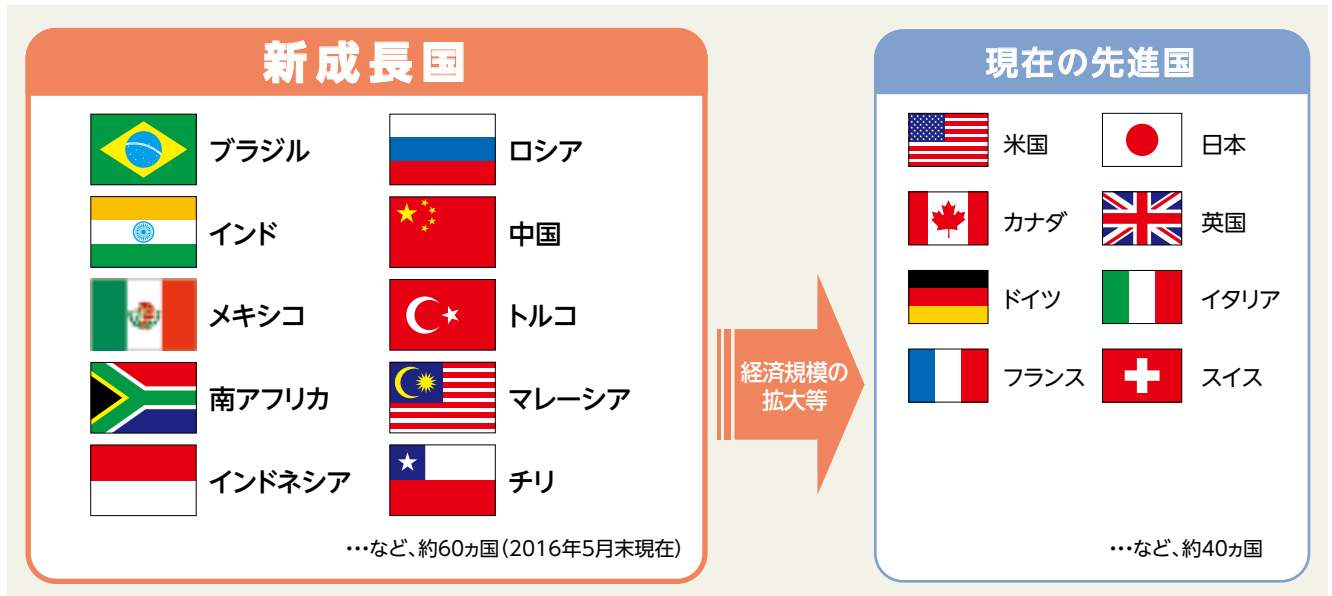
市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびGS新成長国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイー(投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMニューヨーク」、「GSAMロンドン」および「GSAMシンガポール」といいます。)に委託します。GSAMニューヨーク、GSAMロンドンおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、債券および通貨の運用を行います。なお、文脈上に別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドも含むことがあります。委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

新成長国とは？

新成長国とは、米国、日本をはじめとした、いわゆる先進国以外の国々の中からゴールドマン・サックス・グループが成長過程にあると判断した国をいいます。

新成長国は、経済の成熟度が増し、社会情勢が安定化することで、経済規模の拡大が期待されています。



「先進国」はIMF(国際通貨基金)World Economic Outlook, April 2016による分類

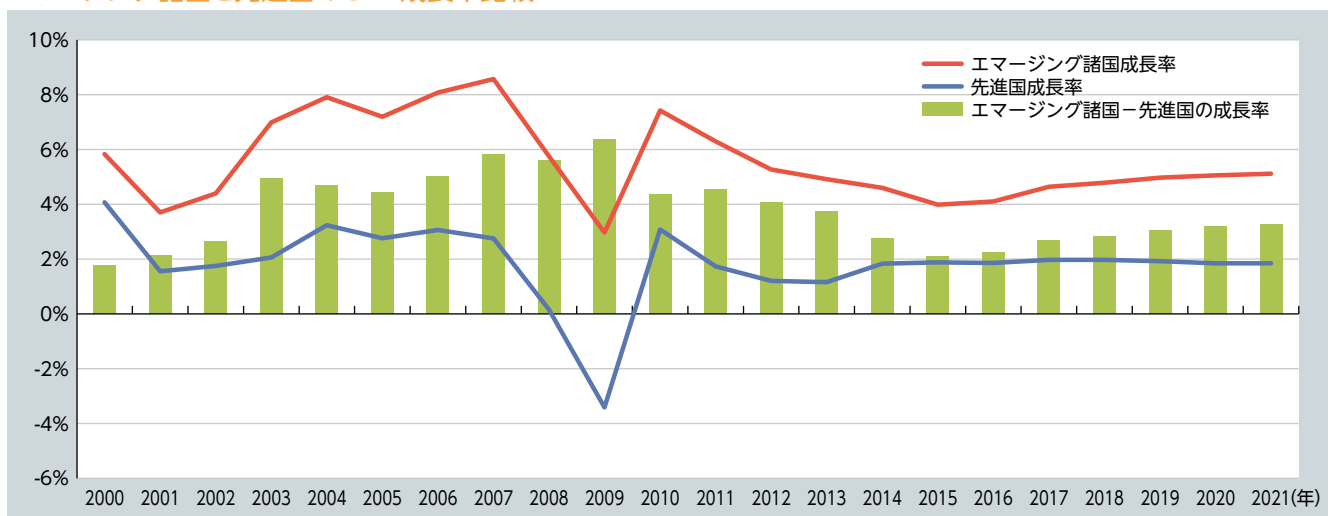
新成長国の経済成長

新成長国は、先進国と比較して高い経済成長率を有する傾向にあります。

新成長国債券の魅力は、新成長国における経済成長に対する期待にあるといえます。発行国の経済が成長することで、財務状況が改善し、信用力の向上に伴って資金の流入が期待できます。また、格上げにより、債券価格が上昇することも期待できます。

<ご参考>

エマージング諸国と先進国のGDP成長率比較



期間：2000年～2021年(概算値、予測値含む)

出所：IMF (World Economic Outlook, April 2016)

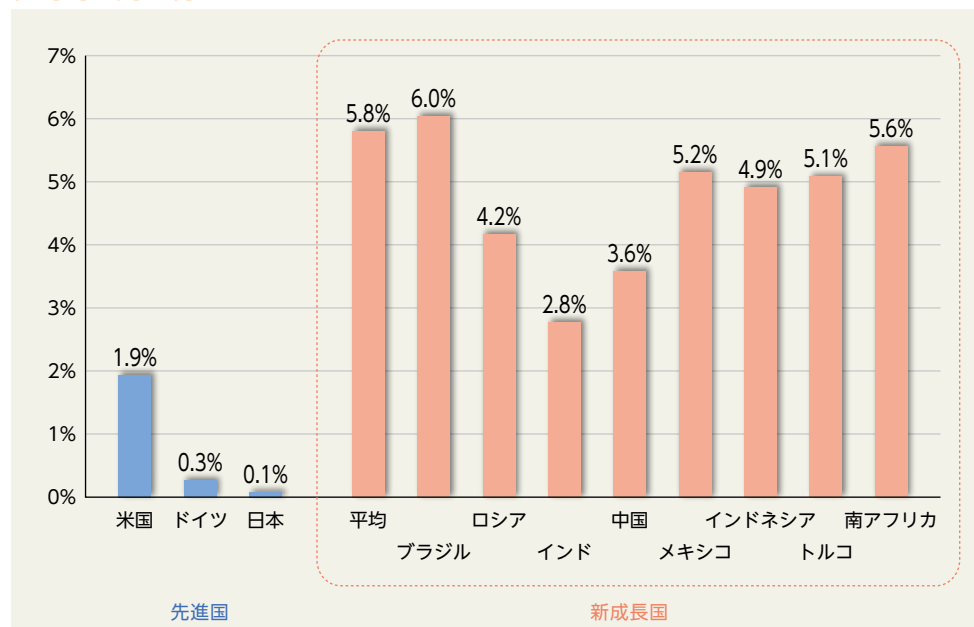
「先進国」、「エマージング諸国」はIMFによる分類。

上記は経済や市場等の過去のデータおよび一時点における予測値であり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。経済、市場等に関する予測は、高い不確実性を伴うものであり、大きく変動する可能性があります。予測機関は、予測値の達成を保証するものではありません。

新成長国債券の利回り

新成長国は、一般的に、先進国に対して経済の成熟度や国の安定性の面で劣るとされており、債券の価格変動や債務不履行の可能性(デフォルト・リスク)は相対的に高いと考えられます。一方で、その見返りとして、新成長国債券は、同じ米ドル建ての債券でも先進国が発行する債券よりも相対的に高い利回りで取引されている傾向があります。

相対的に高い利回り



2016年5月末現在
出所：JPモルガン
新成長国の平均利回りおよび新成長国
各国の利回りは、それぞれJPモルガン・エ
マージング・マーケット・ボンド・インデック
ス・グローバル・ダイバーシファイドの最終
利回りおよびその構成国別の最終利回り、
米国、ドイツ、日本は、JPモルガン・ガバ
メント・ボンド・インデックスの構成国の最終
利回り。

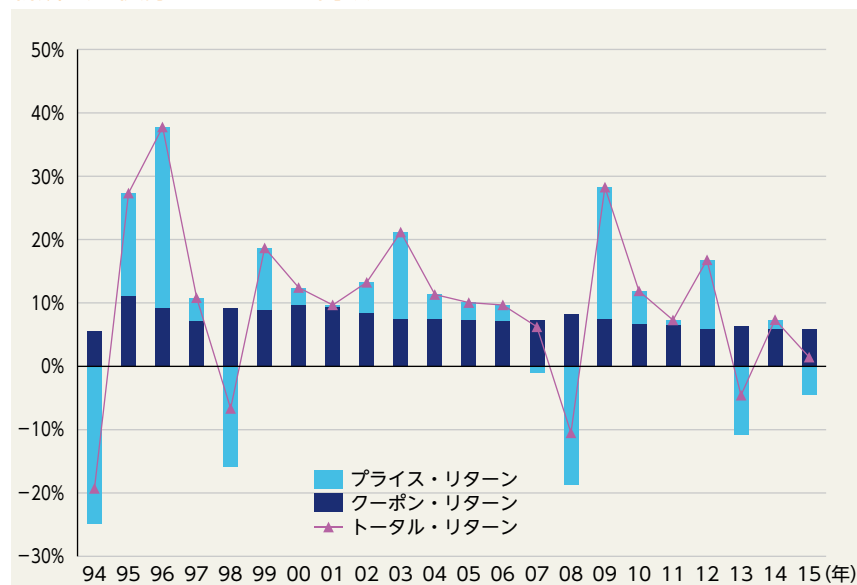
上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんのでご注意ください。上記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

新成長国債券投資の特徴

新成長国債券への投資は、過去において、相対的に高い利回り水準に基づく安定したクーポン・リターン(債券の利息収入)と、主に経済成長などに伴う信用力の向上によるプライス・リターン(債券価格の値上がり益)を合わせたトータル・リターンで構成されています。

新成長国の経済成長等に伴い信用力が改善する局面では、債券価格が上昇する傾向があり、債券価格の値上がり益も追求できます。一方で、経済危機等の場合には、債券価格は大幅に下落することもあります。

新成長国債券のリターンの内訳

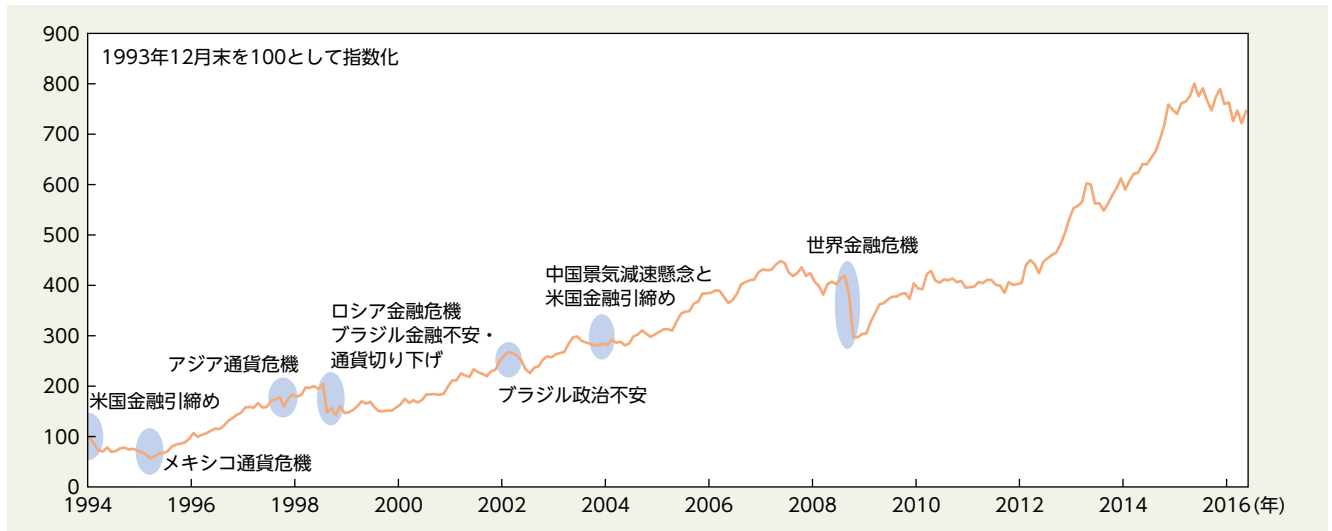


期間：1994年～2015年
出所：JPモルガン
新成長国債券：JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(米ドル・ベース)
上記インデックスは本ファンドの参考指標ではありません。クーポン・リターンは相対的に安定していますが、プライス・リターンはマイナスになる場合もありますので、トータル・リターンはマイナスになる場合もあります。

新成長国債券の投資リスク

過去において、いくつかの経済危機が新成長国において発生しました。こうした経済危機の際には、大きく下落した局面がありました。また、米国をはじめとした先進国の経済動向にも大きく影響を受ける側面もあります。2008年の世界金融危機時には、1994年以降最大の下落を経験しました。

過去における新成長国債券市場の下落局面



期間：1993年12月末～2016年5月末 出所：JPモルガンのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

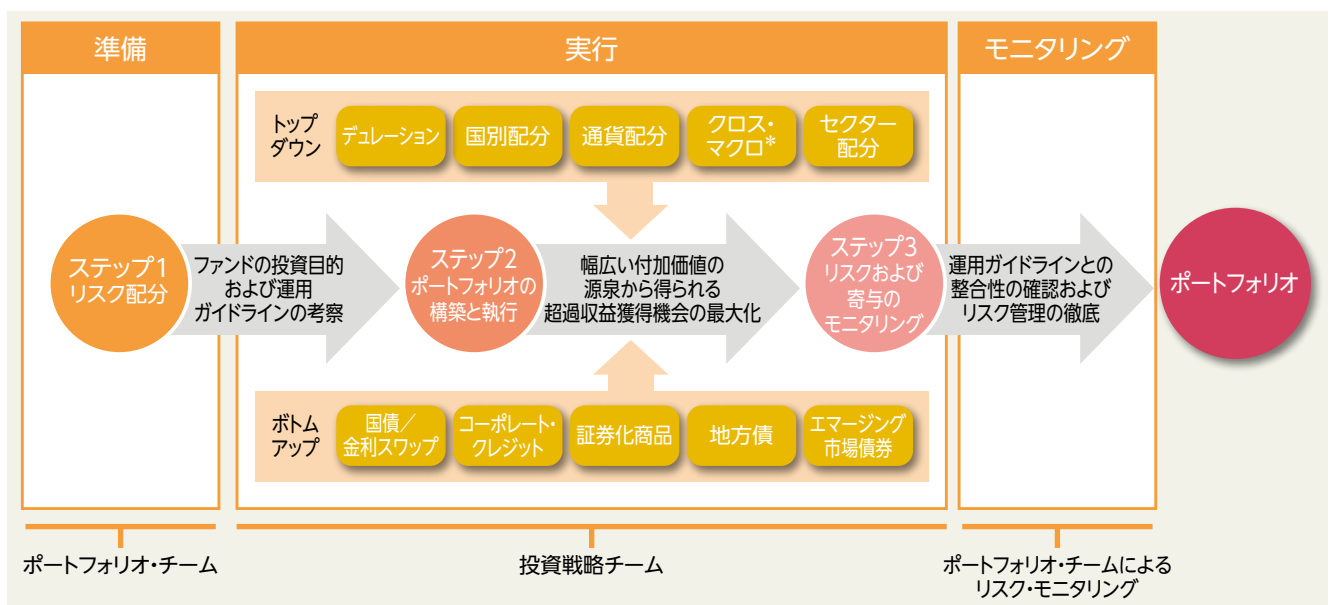
新成長国債券：JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておられませんのでご注意ください。

本ファンドの実績は、後記「運用実績」をご覧ください。

ファンドの運用

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。なお、グローバル債券・通貨運用グループには委託会社の債券通貨運用部も属しており、本ファンドの運用の一部を行うことがあります。

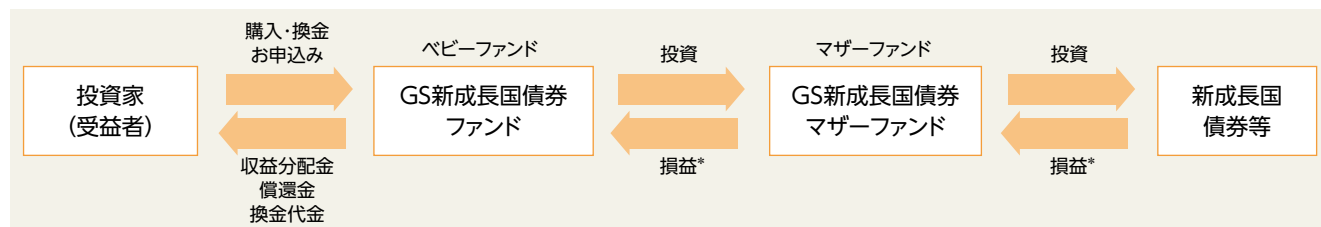


*「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



*損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

主な投資制限

- 外貨建資産の組入れについては制限を設けません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- 株式への投資は転換社債を転換、新株引受権を行使および新株予約権を行使したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の10%以下とします。
- 同一銘柄の債券への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。ただし、国債、政府関係機関債および短期金融商品についてはかかる上限は適用されないものとします。
- 新成長国の現地通貨建資産への実質投資割合は、信託財産の30%以下とします。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

ファンドの分配方針

原則として、毎月の決算時(毎月17日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利息等収益を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

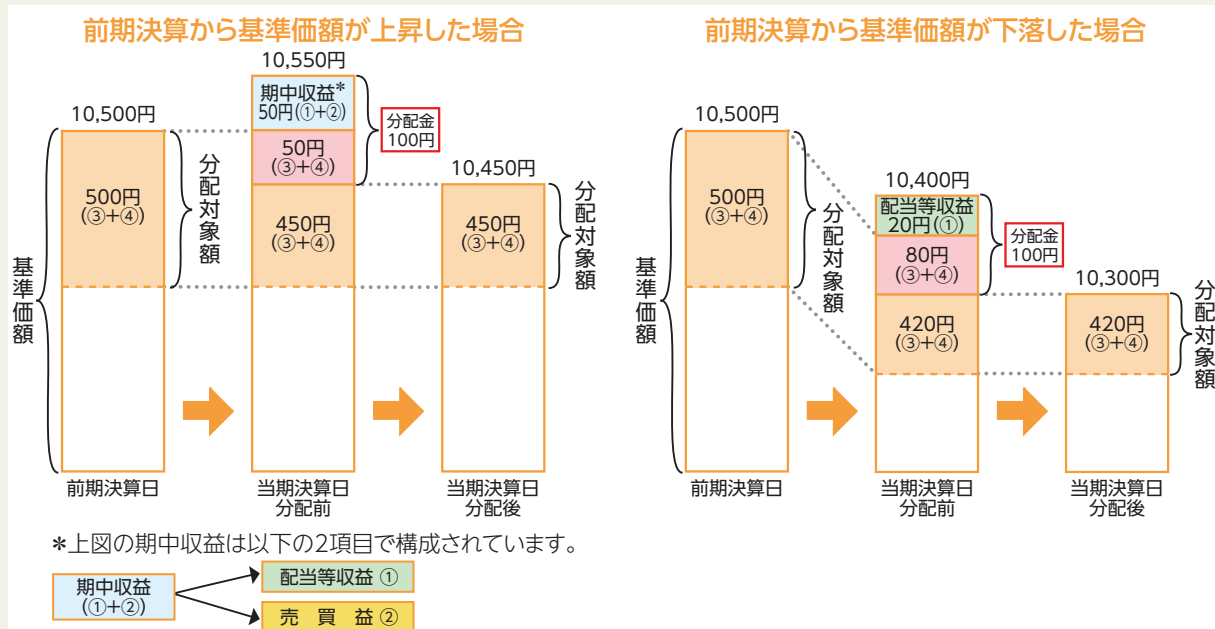
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

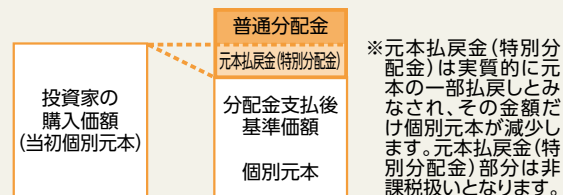


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

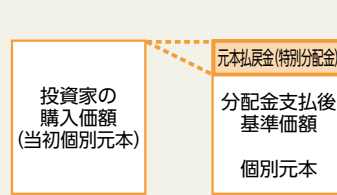
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的には元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

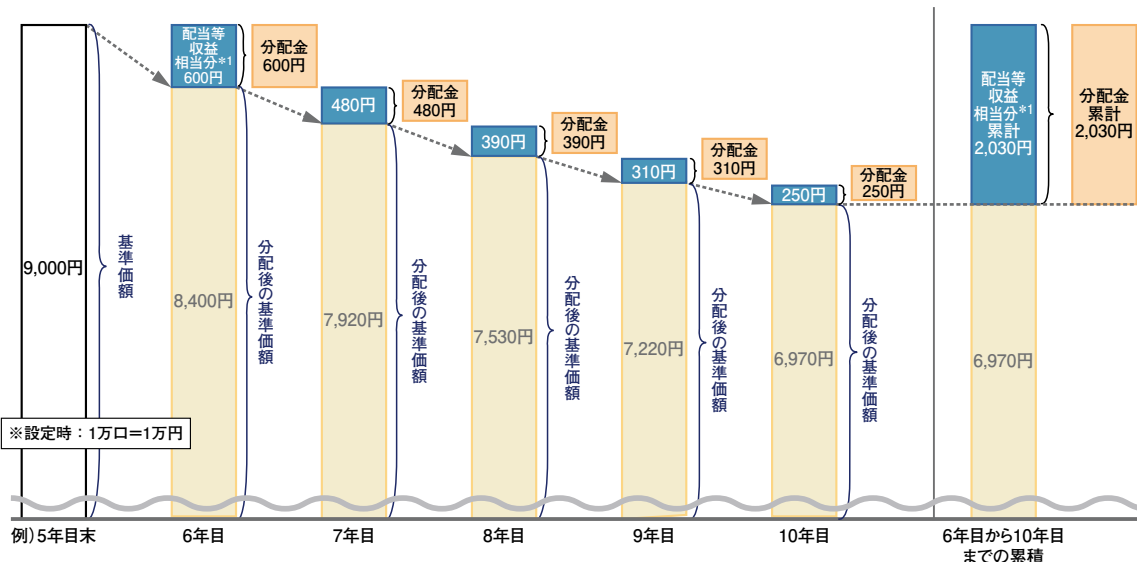
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金)減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

数年間にわたって基準価額が下落した場合

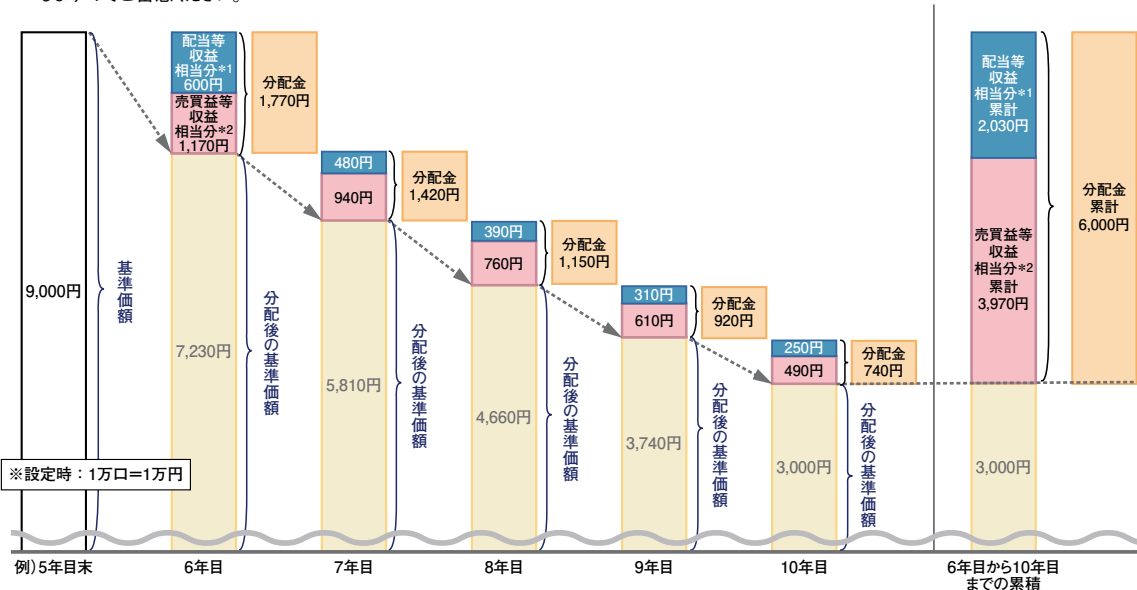
①配当等収益を中心に分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



②配当等収益に加え、売買益(評価益を含みます。)も分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



*1 配当等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち配当等収益を含む場合があります。

*2 売買益等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。

(注) 上図はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分(配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円)の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円(3,000円+3,970円)になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因

新成長国債券投資に伴うリスク

一般に新成長国は、先進国と比較し、社会・政治・経済体制の安定性の欠如、市場が小規模であることによる非流動性、財産権の不十分な保護、決済システムの未発達・未整備、相対的に高い為替変動リスク等を含むリスクがあると考えられ、発行国における有事等（経済危機、政治不安、デフォルト、重大な政策変更・資産凍結等の規制の導入、自然災害、戦争等）の際にはファンドの資産価値が大きく下落する可能性があります。また、一般に流動性が低いため、市場環境等によっては解約代金の支払日が通常より遅れる場合や解約のお申込みを受け付けない場合もあります。

債券の価格変動リスク・信用リスク

債券への投資に関しては、債務不履行等の信用リスクおよび金利変動リスクを伴います。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、金利が上昇すると債券価格は下落します。

為替リスク

本ファンドは外貨建ての債券を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他のさまざまな国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。本ファンドでは、米ドル建て債券以外にも新成長国の自国通貨建て債券に投資することがあるため、先進国の通貨建て債券と比較して、相対的に高い為替変動リスクを有することがあります。

その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスク管理体制

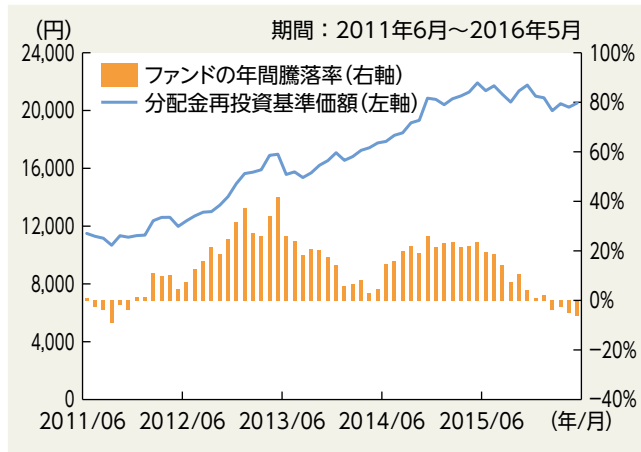
運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

参考情報

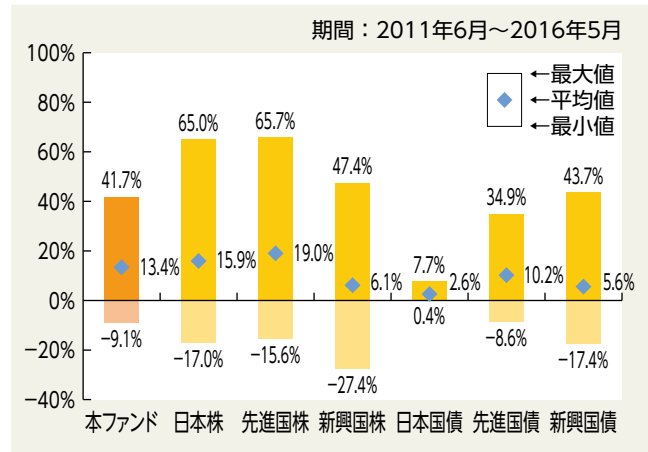
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

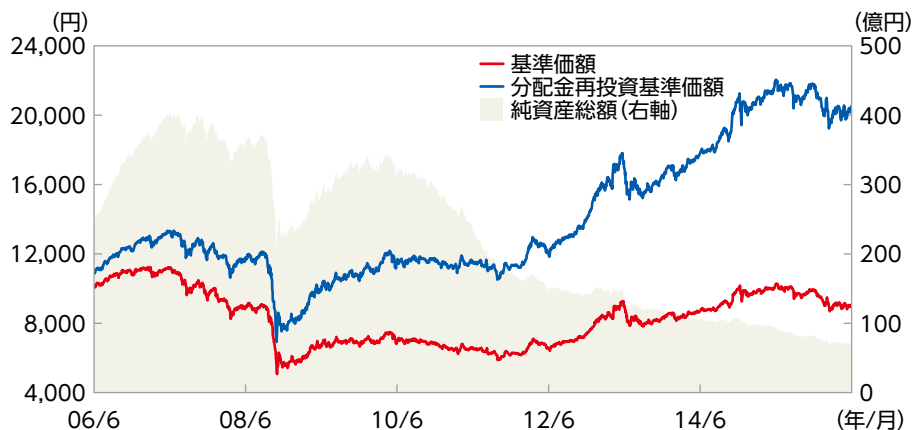
本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2016年5月31日現在

基準価額・純資産の推移

2006年6月1日～2016年5月31日(設定日：2005年6月2日)



●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

基準価額・純資産総額

基準価額	9,109円
純資産総額	71.8億円

期間別騰落率 (分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	1.45%
3ヵ月	2.68%
6ヵ月	-5.70%
1年	-6.36%
3年	20.88%
5年	79.05%
設定来	105.27%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	15/6/17	15/7/17	15/8/17	15/9/17	15/10/17	15/11/17	15/12/17	16/1/18	16/2/17	16/3/17	16/4/18	16/5/17	直近1年累計	設定来累計
分配金	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	480円	6,885円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

	銘柄	通貨	償還日	格付 ^(注)	クーポン	比率
1	南アフリカ国債	米ドル	2025/ 9 / 16	BBB-/Baa2	5.875%	2.7%
2	インドネシア国債	米ドル	2026/ 1 / 8	BB+/Baa3	4.750%	1.8%
3	ドミニカ共和国国債	米ドル	2045/ 1 / 27	BB-/B1	6.850%	1.8%
4	ブラジル・ローン・トラスト 1	米ドル	2023/ 7 / 24	BB/NA	5.477%	1.2%
5	コスタリカ国債	米ドル	2045/ 3 / 12	BB-/Ba1	7.158%	1.2%
6	コロンビア国債	米ドル	2044/ 2 / 26	BBB-/Baa2	5.625%	1.1%
7	ザンビア国債	米ドル	2027/ 7 / 30	B/B3	8.970%	1.1%
8	アンゴラ国債	米ドル	2025/11/12	B/B1	9.500%	1.1%
9	スリランカ国債	米ドル	2025/11/ 3	B+/B1	6.850%	1.1%
10	ブラジル ミナス	米ドル	2028/ 2 / 15	BB/NA	5.333%	1.1%

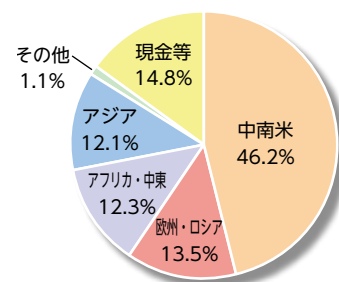
(注) 上記格付は、S&P(左)とムーディーズ(右)の格付けを表記しています。NAは格付け機関からの開示がないことを表しています。

*マザーファンドに基づくデータであり、比率は対純資産総額です。上記のファンドの直接利回り、最終利回りは、費用、税金、信託報酬控除前のものです。また、実際の投資家利回りと異なります。

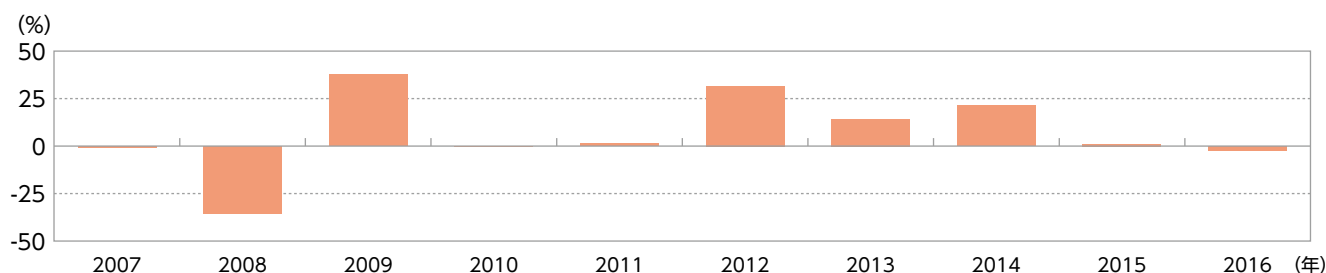
ポートフォリオ情報*

加重平均クーポン	5.27%
平均格付	BB+
ファンドのデュレーション	6.50年
参考指標のデュレーション	6.57年
直接利回り	6.08%
最終利回り	6.52%

地域別比率*



年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。

●2016年は1月から5月末までの騰落率を表示しています。

●参考指標はあくまで参考情報であり、本ファンドの運用実績ではありません。なお、本ファンドにベンチマークはありません。

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社によって異なります。
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社によって異なります。
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)
申込締切時間	「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで
購 入 の 申 込 期 間	2016年8月18日から2017年8月17日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。
購入・換金申込 受付の中止 および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消する場合があります。
信 託 期 間	原則として無期限(設定日：2005年6月2日)
繰 上 償 還	受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決 算 日	毎月17日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	年2回(5月および11月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
課 税 関 係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。 配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用									
購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、 3.24%(税抜3%)を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。)							
		購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。							
換金時	信託財産留保額	なし							
投資者が信託財産で間接的に負担する費用									
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して			年率 1.566%(税抜1.45%)				
		内訳		各販売会社の取扱いに係る純資産総額					
				100億円 以下の部分	100億円超 300億円 以下の部分	300億円超 500億円 以下の部分	500億円超 の部分		
		信託報酬の総額は、 日々のファンドの 純資産総額に信託 報酬率を乗じて得た 額とします。	支払先の 配分 および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.756% (税抜0.7%)	年率0.756% (税抜0.7%)	年率0.756% (税抜0.7%)	年率0.756% (税抜0.7%)
				販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.702% (税抜0.65%)	年率0.7236% (税抜0.67%)	年率0.7452% (税抜0.69%)	年率0.756% (税抜0.7%)
	受託会社			ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等	年率0.108% (税抜0.1%)	年率0.0864% (税抜0.08%)	年率0.0648% (税抜0.06%)	年率0.054% (税抜0.05%)	
	※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。								
	信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。							
	随時	その他の費用・ 手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。						

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

上記は、2016年8月17日現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

・20歳以上の方…毎年、年間120万円まで

・20歳未満の方…毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間(5年)以内に信託期間が終了(繰上償還を含む)した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額(NISA枠)を再利用することはできません。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo

(このページは目論見書としての情報ではありません。)

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.



**Asset
Management**

GS新成長国債券ファンド 愛称：花bond